

「京のこだわり畜産物生産農場」登録制度の創設について

—安心・安全でおいしい畜産物づくりに取り組む農場の登録制度を始めました—

平成26年1月16日
京都府農林水産部畜産課
課長 奥野、副課長 矢野
(TEL 075-414-4980, 4983)

この度、農場の衛生管理を徹底し、地元産飼料の利用や暑熱対策など快適な環境整備などこだわった飼い方により健康な家畜を育て、安心で安全な畜産物を生み出す農場を「京のこだわり畜産物生産農場」として登録する制度を創設しましたのでお知らせします。

記

1 制度の目的

安心で安全な畜産物生産農場を登録し、その取組を広く紹介・普及することで府内産畜産物の消費拡大を目指すとともに、産地全体の生産技術や衛生対策の一層の向上を図っていきます。

2 制度のしくみ

- 登録対象 府内の家畜（牛、豚、鶏）を飼養する農場
- 登録基準 関係法令、家畜飼養衛生、こだわりの生産方式（生産記録作成、家畜の快適飼育、飲み水消毒、地域貢献等）の観点をもとに登録基準を独自に策定（裏面参照）
- 登録 登録基準を満たしていることを「京のこだわり畜産物生産農場登録審査会」の審査を経て京都府が登録
- 審査機関 公益社団法人京都府畜産振興協会
- 確認検査 登録後は年1回以上検査を行い、登録基準との適合状況を把握し、制度の信頼性確保に努めるとともに、適合しない場合は登録を取り消す

3 登録のメリット

- 登録農場については、京都府や公益社団法人京都府畜産振興協会のホームページに掲載するなどして安全管理や良質な畜産物生産に向けての取組を広く紹介・普及し、その需要を高めていく。

4 登録要件（以下の登録基準を全てクリア）

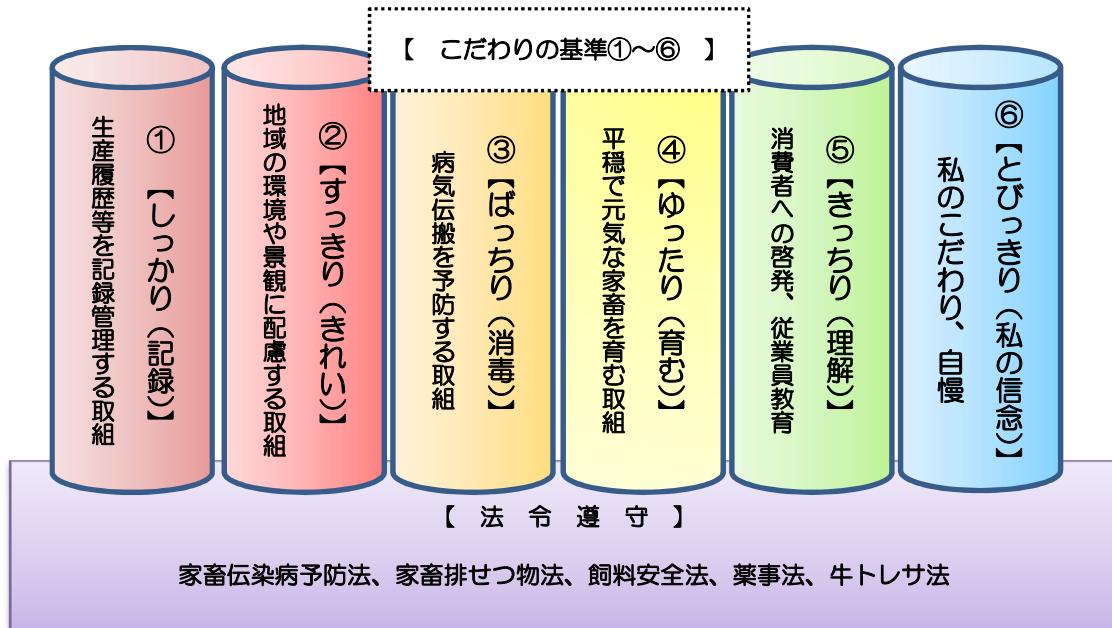
- 法令遵守に関すること
家畜伝染病予防法や薬事法等に関する法令を遵守していること
- こだわりの生産方式に関すること
地元産飼料の活用や家畜の快適飼育など、家畜の生産方式に関して6テーマに分類し、テーマごとに定めた各項目について一つ以上、取り組んでいること

5 今後の予定

- 1月 生産者及び関係団体を対象に制度説明会
- 2月 登録審査会開催
- 3月 登録証交付



○登録基準 「法令遵守」及び「※こだわりの基準」①から⑥の取組全てを実施



※「こだわりの基準」

- ①しっかり (記録)・・・「ワクチンプログラム」等の衛生プログラムを毎日記録する等安全安心な生産物を消費者に届けるために生産履歴等を記録、管理する等の取組
- ②すっきり (きれい)・・・清掃マニュアルを作成、毎日記録する等、地域の環境や景観に配慮し、日常から畜舎、堆肥舎、家畜の美化に努める等の取組
- ③ばっちり (消毒)・・・家畜の飲み水が消毒済みである等、病気の伝播を予防して、健康な家畜を育む等の取組
- ④ゆったり (育む)・・・暑熱・寒冷対策や衛生害虫対策が行われている等、ストレスを減らして、平穏で元気な家畜を育む等の取組
- ⑤きっちり (理解)・・・職場体験や児童の見学などを積極的に受け入れ記録の保管、消費者への啓発、PR活動、従業員教育等の取組
- ⑥とびっきり (私の信念)・・・京都産まれ京都育ちの生産(牛)、自給飼料生産による循環型農業の実践(全畜種)、有機畜産物の取得(全畜産物)等、私のこだわりや自慢